省令

○文部科学省令第三十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十五条第一項（同法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十一日

文部科学大臣　下村　博文

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則の一部を改正する省令

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「都道府県」の下に「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。